



経済産業省委託事業

令和7年度小規模発電設備等保安力向上総合支援事業

小規模事業用 電気工作物に係る規制制度

小規模事業用電気工作物（太陽電池発電及び風力発電）に係る基礎情報の届出、
及び使用前自己確認結果の届出について



経済産業省

目次

1	制度概要について	・・・	P02～P04
2	届出内容について	・・・	P05～P10
3	届出方法について	・・・	P11～P22
4	Q&A	・・・	P23～P26



1 制度概要について



1 制度概要について

- 再生可能エネルギー発電設備の適切な保安を確保するため、**2023年3月20日**から**10kW以上50kW未満の太陽電池発電設備、20kW未満の風力発電設備**を「**小規模事業用電気工作物**」と新たに区分しました。
- 技術基準適合維持義務の対象が**拡大され**、小規模事業用電気工作物（太陽電池：10kW以上50kW未満、風力：20kW未満）も、技術基準適合維持義務の**対象**となりました。
- 基礎情報の届出の制度が**新設され**、小規模事業用電気工作物（太陽電池：10kW以上50kW未満、風力：20kW未満）は、**基礎情報の届出が義務**となりました。
- 使用前自己確認の対象が**拡大され**、新設する一部の事業用電気工作物（太陽電池：50kW以上2,000kW未満、風力：20kW以上500kW未満）及び小規模事業用電気工作物（太陽電池：10kW以上50kW未満、風力：20kW未満）は、**使用前自己確認結果の届出が義務**となりました。



●●●●● 太陽電池発電設備の保安規制の対応 ●●●●●

電気 工作物	出力等条件	保安規制				
		〈事前規制〉 安全な設備の設置を担保する措置			〈事後規制〉 不適切事案等への対応措置	
事業用	2,000kW以上	技術基準適合義務	技術基準適合維持義務	保安規程の届出 電気主任技術者の選任	工事計画の届出 使用前自主検査	事故報告 報告徴収
	【範囲拡大】 新設 基礎情報の届出			自己確認	立入検査	
				500kW未満 50kW以上		
新設 小規模事業用	50kW未満 10kW以上	技術基準適合義務	【範囲拡大】	【範囲拡大】 新設 基礎情報の届出	【範囲拡大】	事故報告は、 10kW未満については除く
一般用	10kW未満					

●●●●● 風力発電設備の保安規制の対応 ●●●●●

電気 工作物	出力等条件	保安規制					
		〈事前規制〉 安全な設備の設置を担保する措置			〈事後規制〉 不適切事案等への対応措置		
事業用	500kW以上	技術基準適合義務	技術基準適合維持義務	保安規程の届出 電気主任技術者の選任	工事計画の届出 使用前自主検査 定期安全管理検査	事故報告 報告徴収	立入検査
	500kW未満 20kW以上			自己確認 使用前			
新設 小規模事業用	20kW未満		【範囲拡大】	新設 基礎情報の届出	【範囲拡大】		

2 届出内容について



基礎情報の届出

- 基礎情報の届出の制度が新設され、**小規模事業用電気工作物（太陽電池：10kW以上50kW未満、風力：20kW未満）**は、**基礎情報の届出が義務**となりました。
- 小規模事業用電気工作物の**設置者**が行うこととなる**基礎情報の届出**は、他の事業用電気工作物における**電気主任技術者の選任や保安規程作成の代替**という位置づけです。
- 届出が必要となる基礎情報としては、**設備や設置者に係る基本的な情報や保安体制に係る情報**となります。
- 届出後であっても、届出に係る小規模事業用電気工作物について、以下の場合には改めて届出が必要となります。
 - ✓ 届出事項に変更があった場合
 - ✓ 小規模事業用電気工作物には該当しなくなった場合（廃止を含む）

●●●●●【届出事項】●●●●●

設置者	・ 氏名又は名称及び代表者の氏名 ・ 住所 ・ 電話番号、メールアドレス、その他の連絡先
設備	・ 小規模事業用電気工作物の名称 ・ 小規模事業用電気工作物の設備の住所 ・ 小規模事業用電気工作物の種類 ・ 小規模事業用電気工作物の出力
保安体制	・ 保安監督業務担当者の氏名又は名称（※） ・ 保安監督業務担当者の住所（※） ・ 保安監督業務担当者の電話番号（※） ・ 保安監督業務担当者のメールアドレス（※） ・ 点検頻度

（※）保安の監督に係る業務を委託して行う場合、その委託先の情報を記載

2 届出内容について

使用前自己確認結果の届出

■ 使用前自己確認の対象が拡大され、新設する一部の事業用電気工作物（太陽電池：50kW以上2,000kW未満、風力：20kW以上500kW未満）及び小規模事業用電気工作物（太陽電池：10kW以上50kW未満、風力：20kW未満）は、使用前自己確認結果の届出が義務となりました。

■ 事業用電気工作物の設置者が行うこととなる使用前自己確認結果の届出では、使用前自己確認結果届出書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて提出しなければなりません。

- ✓ 使用前自己確認を行った年月日
- ✓ 使用前自己確認の対象
- ✓ 使用前自己確認の方法
- ✓ 使用前自己確認の結果
- ✓ 使用前自己確認を実施した者及び主任技術者（当該事業用電気工作物が小規模事業用電気工作物である場合を除く。）の氏名
- ✓ 当該事業用電気工作物が小規模事業用電気工作物である場合であって、その設置者が使用前自己確認に係る業務を委託して行った場合にあっては、その委託先の氏名又は名称、住所及び電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先
- ✓ 使用前自己確認の結果に基づいて補修などの措置を講じたときは、その内容
- ✓ 当該事業用電気工作物の属する別表第三※の上欄に掲げる電気工作物の種類に応じて、同表の下欄に掲げる添付書類（右ページ掲載）

※別表第三：電気事業法施行規則に記載されている「別表」で、電気工作物に関しての記載項目や必要書類について規定しています。

●●●●●【添付書類】●●●●●

太陽電池 発電設備	発電所の概要を明示した地形図
	主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図
	発電方式に関する説明書
	支持物の構造図及び強度計算書 （砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定された砂防指定地、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により指定された地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により指定された土砂災害警戒区域に設置する場合に限る。）
	各都道府県が作成する完了通知や受理印が押された完了届出の写しまたは検査済証の写し（※2024年4月1日改正） 下記の許可を受けている場合は添付が必要です。 ・砂防法第4条の規定による許可 ・森林法第10条の2第1項の規定による許可 ・地すべり等防止法第18条第1項または第42条第1項の規定による許可 ・宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項または第30条第1項の規定による許可 ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項の規定による許可
風力 発電設備	送電関係一覧図
	騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域内に同法第2条第1項の特定施設を設置する場合は、騒音に関する説明書
	振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域内に同法第2条第1項の特定施設を設置する場合は、振動に関する説明書
	発電所の概要を明示した地形図
	主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図
	単線結線図 ほか、省令において指定され当該発電設備に該当するもの
	発電方式に関する説明書
	風車の構造図及び強度計算書
	支持物の構造図及び強度計算書
	雷撃からの風車の保護に関する説明書
	風車の回転速度が著しく上昇し、又は風車の制御装置の機能が著しく低下した場合において風車を安全かつ自動的に停止させるための措置に関する説明書（常用電源の停電時の措置を含めて記載。）
	電気設備のうち当該発電設備に該当するもの
	制御方法に関する説明書
	各都道府県が作成する完了通知や受理印が押された完了届出の写しまたは検査済証の写し（※2024年4月1日改正） 下記の許可を受けている場合は添付が必要です。 ・砂防法第4条の規定による許可 ・森林法第10条の2第1項の規定による許可 ・地すべり等防止法第18条第1項または第42条第1項の規定による許可 ・宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項または第30条第1項の規定による許可 ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項の規定による許可

2 届出内容について

■ また、既設設備に以下のような一定の変更の工事を行った場合（特に、太陽電池発電設備の場合は太陽電池モジュールの増設等による太陽電池モジュール及び支持物の変更）にも、使用前自己確認結果の届出が必要となります。

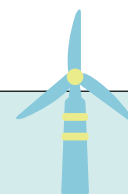
使用前自己確認制度の対象となる電気工作物の変更の工事

【太陽電池】		太陽電池モジュール及び支持物
太陽電池発電所又は太陽電池発電設備における変更であって次に掲げるもの		
一	出力十キロワット以上二千キロワット未満の発電設備の設置（五パーセント以上の出力の変更を伴うものに限る。）	
二	発電設備の設置以外の変更であって次に掲げるもの （１）出力十キロワット以上二千キロワット未満の太陽電池の設置 （２）出力十キロワット以上二千キロワット未満の太陽電池の取替えであって、次に掲げるもの イ 支持物の工事を伴うもの ロ 五パーセント以上の出力の変更を伴うもの （３）出力十キロワット以上二千キロワット未満の太陽電池の改造であって次に掲げるもの イ 二十パーセント以上の電圧の変更を伴うもの ロ 五パーセント以上の出力の変更を伴うもの ハ 支持物の強度の変更を伴うもの （４）出力十キロワット以上二千キロワット未満の太陽電池の修理であって、支持物の強度に影響を及ぼすもの	

【風力機関】		風車（暴風時にヨー制御を行わない場合にあっては、風向計、風速計及びヨー駆動装置（旋回のための歯車を除く。）を除く。）、支持物並びに調速装置及び非常用調速装置
風力発電所又は風力発電設備における変更であって次に掲げるもの		
一	出力五百キロワット未満の発電設備の設置（五パーセント以上の出力の変更を伴うものに限る。）	
二	発電設備の設置以外の変更であって次に掲げるもの （１）出力五百キロワット未満の発電設備に係る風力機関の設置 （２）出力五百キロワット未満の発電設備に係る風力機関の改造であって、次に掲げるもの イ 回転速度の変更又は五パーセント以上の出力の変更を伴うもの ロ 風車又は支持物の強度の変更を伴うもの ハ 調速装置又は非常調速装置の種類の変更を伴うもの	
三	出力五百キロワット未満の発電設備に係る風力機関の取替え	
四	出力五百キロワット未満の発電設備に係る風力機関の修理であって、次に掲げるもの （１）調速装置又は非常調速装置の取替え （２）風車又は支持物の強度に影響を及ぼすもの	



変更の工事の種類	太陽電池発電設備の条件
発電設備の設置	5% 以上の出力の変更
太陽電池の設置（増設）	全て
支持物の構造を含む 太陽電池の取替え	全て
支持物の構造を含まない 太陽電池の取替え	5% 以上の出力の変更
太陽電池の改造 (右記のいずれか)	20% 以上の電圧の変更
	5% 以上の出力の変更
	支持物の強度の変更
太陽電池の修理	支持物の強度に影響



変更の工事の種類	風力発電設備の条件
発電設備の設置	5% 以上の出力の変更
風力機関の設置（増設）	全て
風力機関の取替え	全て
風力機関の改造 (右記のいずれか)	回転速度の変更
	5% 以上の出力の変更
	風車・支持物の強度の変更
	調速装置・非常調速装置の種類の変更
風力機関の修理	風車・支持物の強度に影響
	調速装置・非常調速装置の取替え

3 届出方法について



- 小規模事業用電気工作物における基礎情報・使用前自己確認結果の届出は『電子申請』を推奨しています。
- 基礎情報・使用前自己確認結果の届出などの電気事業法関係の電子申請を行うにあたって gBizID (GビズID) が必要です。
- 基礎情報・使用前自己確認結果の届出を電子申請で行う場合、保安ネットのシステムから行います。
- 電子申請が困難な場合は、従来通り、対象設備を管轄する産業保安監督部へ届出書類を郵送または持参することも可能です。

gBizID(GビズID)について

gBizID (GビズID) とは、複数の行政サービスを1つのアカウントにより、利用することのできる認証システムです。

gBizIDにおいてアカウントを登録すると、gBizIDと連携している行政サービスの利用が可能となります。gBizIDには、gBizIDプライムとgBizIDエントリーがあり、gBizIDプライムは補助金や各種の申請等のより重要度が高い行政サービスに活用できます。

GビズID

ホーム 手続きガイド サポート アカウント作成 行政サービス一覧

GビズIDで行政サービスへのログインをかんたんに

GビズIDは、1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです。

GビズIDアカウントの作成をはじめ

GビズIDについて詳しくはこちら

1 プライムアカウントではGビズIDのすべての機能が無償でご利用いただけます。GビズIDは無償で利用できますので、補助金の申請をはじめとした各種電子申請など、GビズIDのすべての機能を利用できる、プライムアカウントのご利用をおすすめします。

簡易アカウント GビズIDエントリー

主に行政サービスの閲覧などが利用できる簡易アカウント

- ✓ 行政サービス制限あり
- ✓ 事業をしている人なら誰でも申請可能
- ✓ オンラインで即時発行

※詳しい対応行政サービスは行政サービス一覧参照

エントリーアカウントを申請する

標準アカウント GビズIDプライム

情報の閲覧から申請まですべての行政サービスに対応した標準アカウント

- ✓ 行政サービス無制限
- ✓ 法人代表者、個人事業主向け
- ✓ 2つの申請方法を提供(オンライン、書面、ともに審査あり)

※審査にかかる時間は、オンライン申請では最短で即日、書面申請では1週間程度です。
※オンライン申請にはマイナンバーカードと、下記のスマートフォンが必要で、
マイナンバーカード読み取り対応スマートフォン(※詳しくは行政サービス一覧参照)

プライムアカウント作成後、従業員の方向けのメンバーアカウントも作成可能

GビズIDメンバー
・GビズIDプライム取得組織の従業員向け
・登録審査不要
・行政サービス制限あり
(※詳しくは行政サービス一覧参照)

プライムアカウントを申請する

電気事業法関係の申請について、設置者本人が電子申請する場合は、gBizID プライム、gBizIDエントリーのいずれのアカウントも利用可能です。

3 届出方法について

gBizID(GビズID)エントリー取得方法

GビズIDのTOPページ(URL:https://gbiz-id.go.jp)にアクセス

1 gBizID エントリー作成

GビズIDエントリーアカウント オンライン申請へ進みます

申請をオンラインで行い、アカウントを即日発行が可能なオンライン申請を利用できます。



①「オンライン申請を開始する」ボタンを押下します。

2 gBizID エントリー（メールアドレス）登録

メールアドレス入力

申請開始

アカウント登録完了

はじめに、メールアドレスの所有権を行います。
入力いただいたメールアドレスは、今後ご利用いただくGビズIDエントリーアカウントのアカウントIDとなります。
メールアドレスの登録後、入力いただいたメールアドレスに、GビズIDエントリーアカウント新規登録画面のURLを記載したメールを送信します。

※「既に登録済みです」と表示された場合は、マイページへログインし、確認を行ってください。ログインができない場合アカウントセルフ解決サービスをご確認ください。

アカウントID (メールアドレス)	メールアドレス ※必須 メール受信可能なメールアドレスを入力してください 例: abc@gbizid.co.jp
----------------------	--

①

①「メールアドレス」を入力してください。
ご入力頂いたメールアドレスが、アカウントIDとなります。

「入力内容を確認する」ボタンを押下すると、
次画面に遷移します。

※アカウント ID（メールアドレス）について
support@gbiz-id.go.jp からのメールを受信できるように
しておいてください。

3 gBizID エントリー（メールアドレス）確認

メールアドレス確認

申請開始

アカウント登録完了

メールアドレスが正しく入力されていることをご確認ください。
メールアドレスの登録後、入力いただいたメールアドレスに、GビズIDエントリーアカウント新規登録画面のURLを記載したメールを送信します。

アカウントID (メールアドレス)	test@example.com
----------------------	------------------

修正する

このアドレスに登録メールを送信する ①

① メールアドレスを確認し、
「このアドレスに登録メールを送信する」
ボタンを押下すると、入力したメールアドレス
に、メールが送信されます。

4 受信メール確認

※アカウント登録手続きはまだ完了していません。※

こちらはGビズIDです。
以下のURLより、アカウント情報を登録してください。

URL: <https://gbiz-id.go.jp/app/aaa/aaa/info/input?token=469180f6170e545a70f502a2cf7e9f24e480391b229af17c304e9a70202044>
有効期限: 2025/11/15 14:15

※上記URLは1度しかご利用いただけません。
※有効期限を過ぎた場合、「メールアドレス登録」画面から再度手続きを行ってください。

※本メールは自動送信されています。このメールに返信したいでも回答できませんので、あらかじめご了承ください。

GビズID
<https://gbiz-id.go.jp>

(c) 2019 Digital Agency, Government of Japan

① メールに記載されているURLをクリック
すると、次の画面が表示されます。

※メールに記載されている有効期限内にURLをクリック
してください。

5 項目入力

アカウントID
(メールアドレス) test@example.com

①

事業形態 ※必須 ※法人 〇 個人事業主	事業登録の種別とアカウント利用資格情報が一の場合は、下記の「代表者情報」をコピーする。ボタンを押下してください。 代表者情報をコピーする
事業者 基本情報	法人番号 ※必須 13桁の法人番号を入力し、「法人情報取得」ボタンを押下してください。 下欄において法人番号、法人所在地を自動入力します。 ※法人番号のみの入力が可能です。 ※法人番号がわからない場合は、 最前ページ法人番号公表サイト により、ご確認ください。 法人番号 法人名・漢字 ※必須 ※法人名は入力可能です。 事業所在地 都道府県 ※必須 選択してください 市区町村 ※必須 ※特別区、指定都市等の区はここらに入力してください。 市町村 町名番地、ビル名等 ※必須 例: 0-1-0xxビル 代表者氏名 姓 ※必須 名 ※必須 セイ ※必須 メイ ※必須 代表者氏名フリガナ セイ ※必須 メイ ※必須
アカウント 利用資格情報	事業基本情報とアカウント利用資格情報が一の場合は、下記の「基本情報」をコピーする。ボタンを押下してください。 基本情報をコピーする 連絡先電話番号 ※必須 ※数字のみ入力してください。 例: 100-0001 連絡先住所 都道府県 ※必須 選択してください 市区町村 ※必須 ※特別区、指定都市等の区はここらに入力してください。 市町村 町名番地等 ※必須 例: 0-1-0xxビル ビル名等

GビズID ログインパスワード	GビズIDログインパスワード ※必須 パスワードを設定時の利用事項については以下の通りです。 ・半角英数字等で8文字以上 ・使える文字種: 半角英数字、半角スペース、半角記号 !#\$%&'()*+,-./:;<=>?@[¥]^_`{ }~ ・単純なパスワードについては、セキュリティの観点から登録できません。 パスワード (確認用) ※必須
--------------------	--

入力内容を確認する ②

①各項目を入力してください。

※法人番号が不明な時は「国税庁法人番号公表
サイト」（法人番号入力欄下のリンク先）で
検索できます。

②設定するパスワードを入力します。

③「入力内容を確認する」ボタンを
押下すると、次画面に遷移します。

※パスワードポリシーは以下の通りです。

- ・半角英数字などで8文字以上
- ・パスワードの連続間違え10回で、パスワードロックをする
- ・使える文字種
半角英数字、半角スペース、半角記号 !#\$%&'()*+,-./:;<=>?@[¥]^_`{|}~
- ・単純なパスワードについては、セキュリティの観点から登録できません。

6 入力内容を確認

アカウント情報登録 確認

アカウントID (メールアドレス)	test@example.com
事業形態	法人
事業者 基本情報	法人番号 法人名・漢字 事業所在地 都道府県 市区町村 町名番地等 ビル名等
アカウント 利用資格情報	連絡先電話番号 連絡先住所 市区町村 町名番地等 ビル名等

GビズID ログインパスワード	GビズIDログインパスワード *****
--------------------	-------------------------

内容を確認する

この内容で登録する ①

①入力した内容を確認し、「ログイン」
ボタンを押下してください。
以上の操作でgBizIDエントリー
アカウントの作成は完了です。

3 届出方法について

保安ネットについて

保安ネットとは、産業保安・製品安全関連法令に関する申請手続を窓口まで行かなくてもオンラインで記入・申請・審査状況の確認、交付される通知文書の確認が行えるシステムです。

基礎情報・使用前自己確認結果（小規模事業用電気工作物に限る）のオンラインによる届出は、「保安ネット」で行います。



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

ホーム 経済産業省について お知らせ 政策について 統計 申請・お問合せ English

政策について 政策一覧 安全・安心 保安ネット 保安ネットポータル

保安ネットポータル

保安ネットとは、産業保安・製品安全関連法令に関する申請手続を窓口まで行かなくてもオンラインで記入・申請・審査状況の確認、交付される通知文書の確認が行えるシステムです。また、2020年6月より電子申請の対象外の法令手続についても申請書類・添付書類をPDFファイルにして保安ネット内の簡易申請フォームから提出ができるようになりました。
※簡易申請フォームから電子申請対象の手続については申請できません。

保安ネットにログイン

自治体宛はこちら

保安ネットでは以下のことができます。

- ・24時間365日 いつでも届出・申請が可能です。
※簡易申請でも可能
- ・入力補助機能でミス無く簡単に入力できます。
- ・再提出や以前申請した内容の変更手続が簡単にできます。
- ・届出・申請の履歴および処理状況の確認が簡単にできます。
- ・承認後の通知文書がネットで閲覧・確認できます。

電気事業法では、設置者本人が電子申請する場合は、gBizIDプライム、gBizIDエントリーのいずれのアカウントも利用可能です。ここで、ご利用いただくアカウントによって参照権限等に下記のとおり差異があります。

- ・gBizプライム：同一法人および個人事業主のgBizメンバー※が提出した申請内容・結果を参照可能。
- ・gBizメンバー※：同一グループ内の他メンバーが提出した申請内容・結果を参照可能。
- ・gBiz エントリー：自身のアカウントから提出した申請内容・結果のみ参照可能。
(gBizエントリーはアカウントが即日発行されます。)

※gBizIDプライムが発行できる組織の従業員等用のアカウント

政策について

- 政策一覧
- 経済産業
- 対外経済
- ものづくり/情報/流通・サービス
- 中小企業・地域経済産業
- エネルギー・環境
- 安全・安心
- これまでの政策
- 審議会・研究会
- 白書・報告書
- 法令
- 予算・税制・財投
- 政策評価・技術評価

保安ネットでは、1つのgBizIDアカウントで複数法令の申請・届出が実施できます。

保安ネットを利用して電子申請を行い、審査が完了すると、gBizIDに登録されているメールアドレスに通知メールが届きます。当該メールに記載されている管理番号を基に、保安ネットで通知文書をご確認いただけます（PDF形式にてダウンロード・印刷することが可能です）。

保安ネットでは、法令によって、利用可能なアカウントが異なります。

※保安ネットのご利用にあたってはGoogle Chromeを推奨します。
その他、サポート対象ブラウザとして、Edge、FireFox、Safari、IE (Internet Explorer) も利用可能ですが、画面が正しく出力されない可能性がありますので、ご注意ください。

電子申請（保安ネットから）による記入例

基礎情報の届出一記入例

基礎情報の届出では、〈設置〉・〈変更〉・〈廃止〉の届出が提出できます。

新設または譲渡を受けた場合

売却や譲渡、撤去、小規模事業用電気工作物でなくなった場合

基礎情報の届出 種別

提出区分

設置/変更/小規模事業用電気工作物でなくなった場合（廃止）の別*

設置 変更

2023/3/20以前から既に設置されている場合（FIT認定に係るものを除く）は、チェックを入れてください。

☐ 小規模事業用電気工作物既設置届出書

新設・譲渡（譲り受け設置者）の場合は【設置】、基礎情報の変更の場合は【変更】、廃止（撤去等）・譲渡（譲り渡し設置者）・小規模事業用電気工作物でなくなった場合は【小規模事業用電気工作物でなくなった場合】、既設置の場合は【小規模事業用電気工作物既設置届出書】を選択し、【監督部への連絡事項】欄に詳細情報を入力してください。
例) 【設置】新設の場合：「新設：〇〇年〇月〇日使用開始予定」
例) 【設置】譲渡（譲り受け設置者）の場合：「譲渡：〇〇株式会社 から譲り受け」
例) 【小規模事業用電気工作物でなくなった場合】譲渡（譲り渡し設置者）の場合：「譲渡：〇〇株式会社 へ譲り渡し」
例) 【小規模事業用電気工作物既設置届出書】既設置の場合：「既設置：〇〇年〇月〇日使用開始」

【変更】を選択時、入力欄の背景色赤色の項目は、変更事項の必須項目を示します。
【変更】の場合は、変更後の情報を入力してください。

設置/変更/小規模事業用電気工作物でなくなった場合の別の詳細は、以下のとおり。

【設置】：様式第46の2（第57条関係）
「小規模事業用電気工作物設置届出書」
電気事業法第46条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

【変更】：様式第46の2の2（第58条関係）
「小規模事業用電気工作物変更届出書」
次のとおり小規模事業用電気工作物に係る届出事項を変更したので、
電気事業法第46条第2項第1号の規定により届け出ます。

【小規模事業用電気工作物でなくなった場合】：様式第46の2の3（第58条関係）
「小規模事業用電気工作物既設置届出書」
次のとおり届出に係る小規模事業用電気工作物が小規模事業用電気工作物でなくなったので、
電気事業法第46条第2項第2号の規定により届け出ます。

【小規模事業用電気工作物既設置届出書】：別記様式（第2条関係）
「小規模事業用電気工作物既設置届出書」
高圧ガス保安法等の一部を改正する法律附則第4条第1項の規定により届け出ます。

「2023/3/20以前から既に設置されている場合（FIT認定に係るものを除く）」のみ対象
※対象でない場合はチェックをいれない

設置者情報、発電設備情報、及び保安体制情報の変更の場合
※設置者の変更（譲渡）の場合は対処外
譲渡元：廃止届 譲渡先：設置届

提出者情報

提出者情報

法人番号の有無

有 無

提出日

2025/11/14

提出先監督部*

選択してください

法人番号

例：0000000000000000

法人情報検索 クリア

法人/個人名称

例：（法人の場合）株式会社ほあん

法人代表者の役職

例：代表取締役社長

法人代表者氏名

例：山田 太郎

法人代表者氏名フリガナ

例：ヤマダ タロウ

郵便番号(ハイフンなし)

例：1112222

郵便番号検索 クリア

都道府県

選択してください

市区町村(郵便番号)

例：港区〇ー1-〇-xxビル

連絡先電話番号(ハイフンなし)

例：09000112233

連絡先メールアドレス

例：test@example.com

その他連絡先電話番号(ハイフンなし)

例：08000112233

提出者氏名

例：山田 太郎

提出者氏名フリガナ

例：ヤマダ タロウ

提出者電話番号(ハイフンなし)

例：09000112233

監督部への連絡事項

提出日（例：2025/××/××）

提出先の産業保安監督部の選択
（例：●●産業保安監督部長）

【法人（個人）情報の入力】

- ・法人番号（例：000000000000）
- ・法人/個人 名称（例：株式会社ほあん）
- ・法人代表者の役職（例：代表取締役社長）
- ・法人代表者氏名（例：山田 太郎 ヤマダ タロウ）
- ・住所（例：港区〇-1-〇××ビル）
- ・連絡先（電話番号及びメールアドレス）
（例：09000112233）
（例：test@example.com）
- ・提出者氏名（例：山田 太郎 ヤマダ タロウ）
- ・提出者電話番号（例：09000112233）

監督部への連絡事項
（譲渡情報など）

3 届出方法について

設置者情報

設置者情報

提出者情報コピー

法人番号の有無
☒ 有 ☐ 無

法人番号
例：0000000000000

法人/個人名称
例：(法人の場合) 株式会社ほあん

法人代表者の役職
例：代表取締役社長

法人代表者氏名
例：山田 太郎

郵便番号(ハイフンなし)
例：1112222

都道府県
選択してください

市区町村以降住所
例：港区0-1-0××ビル

連絡先電話番号(ハイフンなし)
例：09000112233

その他連絡先電話番号(ハイフンなし)
例：08000112233

設置者種別
選択してください

法人情報検索 クリア

郵便番号検索 クリア

提出者と同じ情報

設置者種別の選択 (例：法人)

【法人（個人）情報の入力】

- ・法人番号 (例：000000000000)
- ・法人/個人 名称 (例：株式会社ほあん)
- ・法人代表者の役職 (例：代表取締役社長)
- ・法人代表者氏名 (例：山田 太郎 ヤマダ タロウ)
- ・住所 (例：港区0-1-0××ビル)
- ・連絡先 (電話番号及びメールアドレス) (例：09000112233 (例：test@example.com))

設備情報

設備設置場所の郵便番号 (例：1112222)

設備名称 (例：ABC地区発電設備)

設備設置場所の都道府県 (例：東京都)

設備設置場所の市町村以降の住所 (例：港区0-1-0××ビル)

基礎情報(1)

設備情報

☐ 譲渡された小規模事業用電気工作物

小規模事業用電気工作物番号
—

小規模事業用電気工作物の設置場所郵便番号(ハイフンなし)
例：1112222

小規模事業用電気工作物の設置場所都道府県
選択してください

小規模事業用電気工作物の種類
☒ 太陽電池 ☐ 風力

小規模事業用電気工作物の出力(単位:kw)
例：30

発電設備電圧(単位:v)
例：200

設備形態
選択してください

種類 (太陽電池、風力) (例：太陽電池)

設備の出力 (例：30)

設備の電圧 (例：200)

小規模事業用電気工作物の名称
例：ABC地区発電設備

郵便番号検索 クリア

小規模事業用電気工作物の設置の場所市区町村以降住所
例：港区0-1-0××ビル

小規模事業用電気工作物の設置の場所における緯度と経度の座標位置
例：41°24'12.2"N 2°10'26.5"E

発電設備情報の設備出力合計自動計算

電力貯蔵装置容量(kWh)
例：100

設備設置場所の緯度経度 (例：41°24'12.2"N 2°10'26.5"E)

電力貯蔵装置容量 (例：100)

保安体制情報

保安体制 (誰が行うか) (例：委託先)

保安監督業務担当者 (又は委託先) 氏名 (例：保安 太郎)

保安監督業務担当者氏名のフリガナ (例：ホアン タロウ)

保安監督業務担当者の市町村以降の住所 (例：港区0-1-0××ビル)

保安体制情報

保安体制
☐ 保安監督業務を設置者自ら行う
☒ 保安監督業務を委託して行う(委託先)

保安監督業務担当者(又は委託先)の氏名
例：保安 太郎

保安監督業務担当者(又は委託先)の住所都道府県
選択してください

保安監督業務担当者(又は委託先)の電話番号(ハイフンなし)
例：09000112233

保安監督業務担当者(又は委託先)のその他連絡先電話番号(ハイフンなし)
例：08000112233

保安監督業務担当者(又は委託先)の氏名フリガナ
例：ホアン タロウ

保安監督業務担当者(又は委託先)の住所市区町村以降住所
例：港区0-1-0××ビル

保安監督業務担当者(又は委託先)のメールアドレス
例：test@example.com

備考
例：保有資格：第1種電気工事士

保安監督業務担当者の都道府県 (例：東京都)

点検頻度
☐ 業界団体が推奨する点検頻度に基づき実施
☐ 自ら定めた点検頻度に基づき実施

点検頻度詳細
例：日常点検：○回/○月、定期点検：○回/○年、その他発電設備の状況、悪天候等自然環境に応じて実施

保安監督業務担当者のメールアドレス (例：test@example.com)

FIT認定の有無
☐ 有 ☒ 無

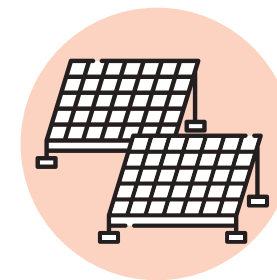
備考

FIT認定を受けている設備の場合、「FIT設備ID」及び「FIT新規認定日」を入力

保安監督業務担当者の電話番号 (例：08000112233)

点検頻度詳細：「自ら定めた点検頻度に基づき実施」の場合は点検内容の項目及び頻度がわかるように詳細な記載が必要
点検内容の書類を必要に応じて添付

備考欄 蓄電池の情報など



使用前自己確認結果の届出 - 記入例

提出者情報

届出者情報

法人番号の有無
☒ 有 ☐ 無

提出日*
2025/11/14

提出先の産業保安監督部の選択
選択してください

法人番号
例：0000000000000

法人情報検索 クリア

法人/個人名称
例：(法人の場合) 株式会社ほあん

法人代表者の役職
例：代表取締役社長

法人代表者氏名
例：山田 太郎

法人代表者氏名フリガナ
例：ヤマダ タロウ

郵便番号(ハイフンなし)
例：1112222

郵便番号検索 クリア

都道府県
選択してください

市区町村以降住所
例：港区0-1-0××ビル

連絡先電話番号(ハイフンなし)
例：09000112233

連絡先メールアドレス
例：test@example.com

その他連絡先電話番号(ハイフンなし)
例：08000112233

提出者氏名
例：山田 太郎

提出者氏名フリガナ
例：ヤマダ タロウ

提出者電話番号(ハイフンなし)
例：09000112233

基礎情報の届出と同じ情報

提出日 (例：2025/××/××)

提出先の産業保安監督部の選択

(例：●●産業保安監督部長)

【法人（個人）情報の入力】

- ・法人番号 (例：000000000000)
- ・法人/個人 名称 (例：株式会社ほあん)
- ・法人代表者の役職 (例：代表取締役社長)
- ・法人代表者氏名 (例：山田 太郎 ヤマダ タロウ)
- ・住所 (例：港区0-1-0××ビル)
- ・連絡先 (電話番号及びメールアドレス)
(例：09000112233)
(例：test@example.com)
- ・提出者氏名 (例：山田 太郎 ヤマダ タロウ)
- ・提出者電話番号 (例：09000112233)

設置者情報

設置者情報

届出者情報コピー

法人番号の有無
☒ 有 ☐ 無

設置者種別
選択してください

法人番号
例：0000000000000

法人情報検索 クリア

法人/個人名称
例：(法人の場合) 株式会社ほあん

法人代表者の役職
例：代表取締役社長

法人代表者氏名
例：山田 太郎

法人代表者氏名フリガナ
例：ヤマダ タロウ

郵便番号(ハイフンなし)
例：1112222

郵便番号検索 クリア

都道府県
選択してください

市区町村以降住所
例：港区0-1-0××ビル

連絡先電話番号(ハイフンなし)
例：09000112233

連絡先メールアドレス
例：test@example.com

その他連絡先電話番号(ハイフンなし)
例：08000112233

提出者と同じ情報

設置者種別の選択 (例：法人)

【法人（個人）情報の入力】

- ・法人番号 (例：000000000000)
- ・法人/個人 名称 (例：株式会社ほあん)
- ・法人代表者の役職 (例：代表取締役社長)
- ・法人代表者氏名 (例：山田 太郎 ヤマダ タロウ)
- ・住所 (例：港区0-1-0××ビル)
- ・連絡先 (電話番号及びメールアドレス)
(例：09000112233)
(例：test@example.com)

確認者情報

実施者（設置者又は委託先）（例：委託先）

確認者の氏名フリガナ（例：ヤマダ タロウ）

確認者の氏名（例：山田 太郎）

委託先の氏名フリガナ（例：ホアン タロウ）

委託先の氏名（例：保安 太郎）

確認者情報(1)

確認に係る業務実施者
☐ 設置者 ☐ 確認に係る業務を委託して行った場合(委託先)

確認者(設置者)の氏名
例：山田 太郎

委託先の氏名
例：保安 太郎

確認者(設置者)の氏名フリガナ
例：ヤマダ タロウ

委託先の氏名フリガナ
例：ホアン タロウ

委託先の名称(法人名称等)
例：(法人の場合) 株式会社けいざい

委託先の名称(法人名称等)フリガナ
例：カブシキガイシャケイザイ

郵便番号(ハイフンなし)
例：1112222

郵便番号検索 クリア

委託先の住所都道府県
選択してください

委託先の住所市区町村以降住所
例：港区0-1-0××ビル

委託先の電話番号(ハイフンなし)
例：09000112233

委託先のメールアドレス
例：test@example.com

その他連絡先電話番号(ハイフンなし)
例：08000112233

備考

委託先の都道府県（例：株式会社けいざい）

委託先の名称（法人名称など）フリガナ（例：カブシキガイシャケイザイ）

委託先の郵便番号（例：1112222）

委託先の都道府県（例：東京都）

委託先の市町村以降住所（例：港区0-1-0××ビル）

委託先の電話番号（例：09000112233）

委託先のメールアドレス（例：test@example.com）



3 届出方法について

使用前自己確認結果情報

設備設置場所の郵便番号（例：1112222）

設備名称（例：ABC地区発）

設備設置場所の都道府県（例：東京都）

設備設置場所の市町村以降住所（例：港区0-1-0××ビル）

使用前自己確認結果情報(1)

1.確認年月日 別紙のとおり

2.確認の対象

小規模事業用電気工作物番号

小規模事業用電気工作物の設置の場所郵便番号(ハイファンなし)
例：1112222

小規模事業用電気工作物の設置の場所都道府県
選択してください

小規模事業用電気工作物の種類
☒ 太陽電池 ☐ 風力

モジュール出力と枚数(W)
例：300W×100枚

小規模事業用電気工作物の出力(単位:kw)
例：30

発電設備電圧(単位:V)
例：200

設備形態
選択してください

設備の出力（例：30）

種類（太陽電池、風力）（例：太陽電池）

設備の電圧（例：200）

設備形態（例：地上設置）

小規模事業用電気工作物の名称
例：ABC地区発電設備

郵便番号検索 クリア

小規模事業用電気工作物の設置の場所市区町村以降住所
例：港区0-1-0××ビル

小規模事業用電気工作物の設置の場所における緯度と経度の座標位置
例：41°24'12.2"N 2°10'26.5"E

設備設置場所の緯度経度（例：41°24'12.2"N 2°10'26.5"E）

電力貯蔵装置容量(kWh)
例：100

FIT設備ID
例：000000

電力貯蔵装置容量（例：100）

FIT設備ID（認定を受けている場合）

別紙の記入（例：太陽電池）

設置の場所の適用法令の確認(下記4項目のいずれかに該当する場合は、添付書類タブから支持物の構造図及び強度計算書をアップロードしてください。)

☐ 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第2条の規定により指定された砂防指定地

☐ 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域

☐ 急傾斜地崩壊危険区域

☐ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域

☐ 上記4項目には該当しない。

根拠条文
選択してください

該当する根拠条文を選択

根拠条文（別表第6は、発電設備の新規設置の工事、別表第7は、発電設備の変更の工事（既設への増設も含む））

いずれかに該当する場合、
構造計算書の添付が必要

別紙の記入（例：太陽電池）

各確認項目について入力

「確認者」及び「確認年月日」を入力 ※いずれも選択式

使用前自己確認結果届出の別紙
太陽電池発電設備

確認項目	確認内容	確認状況	判定結果	現地試験結果による確認の有無	工場試験結果による確認の有無	その他の記録(図面、書類等)による確認の有無	規格に沿って確認を行った場合の規格番号	備考	確認者	確認年月日		
1	外観検査										コピー	貼付け
2	設計荷重の確認										コピー	貼付け
20	関係法令の規定の遵守の確認										コピー	貼付け

注）関係法令の規定の遵守の確認

以下①～⑤に該当しない場合は「対象外」

①砂防法（明治30年法律第29号）第4条（同法第三条において準用する場合を含む。）の規定による許可

②森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の許可

③地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項又は同法第42条1項の許可

④宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項又は第30条第1項の許可

⑤急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の許可

対象であれば「各都道府県が作成する完了通知や受理印が押された完了届出の写しまたは検査済証の写し」を添付ください。

添付書類（例：太陽電池）

添付書類のチェックリスト

太陽電池発電設備添付書類チェックリスト（使用前自己確認の内容に関係のある書類を添付）

☐ 主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図

ファイル名
例：図面

ファイルページ番号
例：1～5

☐ 発電所の概要を明示した地形図

ファイル名
例：地形図

ファイルページ番号
例：1

☐ 発電方式に関する説明書

ファイル名
例：発電方式に関する説明書

ファイルページ番号
例：1～5

新規追加

添付書類のチェックリスト（次の資料を添付する）

・主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図

・発電所の概要を明示した地形図

・発電方式に関する説明書

4 Q&A



質問.1 小規模事業用電気工作物に係る届出等の制度（以下、「本制度」という）はいつ施行されましたか？

回答.1 本制度は 2023年3月20日 に施行されました。

質問.2 公布された電気事業法の「小規模事業用電気工作物」とは何ですか？

回答.2 「小規模事業用電気工作物」とは、小規模発電設備であって、10kW以上50kW未満の太陽電池発電設備、20kW未満の風力発電設備をいいます。ただし、高圧受電設備と接続されている場合や低圧受電電線路以外の電線路により構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されているもの（例えば、高圧連系しているビルの屋上に設置されている太陽電池発電設備等）は除きます。

※「小規模発電設備」とは低圧（直流：750V、交流：600V）の電気に係る発電用の電気工作物をいいます。

質問.3 基礎情報と使用前自己確認結果の届出はいつ出さなければなりませんか？

回答.3 本制度の施行後に設備を使用開始する場合は、設備の「使用開始前」までに届出してください。ここでいう「使用開始前」とは、送配電事業者や既存設備との連系前ではなく、連系後（連系を行わなければ、試験できない項目もあるため）の正式な「使用を開始」（発電電力の使用を開始）する前の状態を指します。

なお、本制度の施行前から小規模事業用電気工作物を使用している場合、基礎情報の届出についてはFIT認定を受けていた設備は届出が不要ですが、FIT認定を受けていない設備は届出が必要です。また、基礎情報に変更があった場合は速やかに変更の届出を行う必要があります。

使用前自己確認結果の届出についても本制度の施行前から設備を使用していた場合は届出が不要ですが、施行日以降に変更の工事を行った場合は、条件に応じて（詳細は電気事業法施行規則別表第7）変更を行った設備の使用開始前に届出が必要です。

4 Q&A

質問.4 小規模事業用電気工作物の基礎情報や使用前自己確認結果の届出は設置者以外の者が代理で届け出ることができますか？

回答.4 小規模事業用電気工作物の基礎情報や使用前自己確認結果の届出は設置者が行ってください。オンライン申請の場合は「保安ネット」にログインして設置者ご自身のgBizIDアカウントから届出をお願いいたします。なお、行政書士法に基づく行政書士による代行は可能です。

質問.5 制度の施行後に、自宅で10kW以上の太陽電池発電設備の使用を始める予定です。自家消費のみで売電を行う予定はありませんが、届出を行う必要はありますか？

回答.5 制度の施行後は、自家消費のみであっても10kW以上の太陽電池発電設備を設置する場合に基礎情報 (10kW以上50kW未満) 及び 使用前自己確認結果 (10kW以上2,000kW未満) の届出が必要となります。

質問.6 基礎情報と使用前自己確認結果の届出様式や、使用前自己確認の項目はどこで確認できますか？

回答.6 特設サイト (<https://shoushutsuryoku-saiene-hoan.go.jp/users/shin-sei3>) で確認できます。



質問.7 届出内容が虚偽でないかどうかは、どのようにチェックされますか？

回答.7 立入検査等により、実際の発電設備や点検記録等をチェックすることがあります。

質問.8 届出内容に虚偽があった場合、罰則はありますか？

回答.8 罰則が定められています（電気事業法第120条）。

質問.9 罰則の対象となるのは誰ですか？

回答.9 設置者（電気工作物の維持・管理を行い得る主体である、所有者または占有者）となります。

よくあるご質問について

その他の Q&A については、本制度の特設サイト内にある「よくある質問」からご覧いただけます。



小規模な太陽電池発電設備・風力発電設備をお持ちの皆様へ

2つの保安規制が義務化されます

小規模な太陽電池発電設備と風力発電設備が小規模事業用電気工作物に分類されます



制度についての参考リンク

本制度の特設サイト

小規模発電設備等保安力向上総合支援事業 特設サイト
本制度に関する講演会に使用したテキストをダウンロードできます。



<https://shoushutsuryoku-saiene-hoan.go.jp/>

電気事業法 告示・内規等

(経済産業省)



https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/law/denjikokuji.html

使用前自主検査及び 使用前自己確認の方法の解釈

(経済産業省 PDF形式/502KB)



https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/law/files/shiyoumaekensakaisyaku.pdf

電気設備の技術基準の解釈

(経済産業省 PDF形式/2,028KB)



https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/law/files/dengikaishaku.pdf

発電用太陽電池設備に関する 技術基準の解釈

(経済産業省 PDF形式/6,002KB)



https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/law/251001_taigikaisyaku.pdf

発電用風力設備の技術基準の解釈

(経済産業省 PDF形式/544KB)



https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/law/files/fugikaishaku.pdf

お問い合わせ



0570-045-660

9 : 00 ~ 17 : 00 (平日のみ)

お問い合わせの状況によって、お待ちいただく場合がありますので、予めご了承ください。
電話番号の掛け間違いにご注意ください。